

令和元年5月29日
九州地方整備局

記者発表資料

建設コンサルタント登録業者に対する
登録停止措置について

国土交通省九州地方整備局長は、本日（令和元年5月29日）、

- ① 株式会社 旭技研設計コンサルタント（北九州市）
- ② 株式会社 太平設計（北九州市）
- ③ 日興コンサルタント 株式会社（北九州市）

に対し、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録停止措置を行いましたのでお知らせします。

詳細につきましては、別添資料のとおりです。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 TEL 092-471-6331（代表）

建政部 建設産業課 課長 廣瀬 祐一郎（内線 6141）
建設専門官 竹下 憲一郎（内線 6143）

令和元年5月29日

建設コンサルタント登録業者に対する登録停止措置について

国土交通省九州地方整備局長は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号（以下、「登録規程」という。））に基づく登録停止措置を本日、下記のとおり行いました。

記

1. 措置対象業者

	商号	登録番号	代表者	所在地
①	株式会社旭技研設計 コンサルタント	国土交通大臣登録 建28-1954	田中 正樹	北九州市
②	株式会社太平設計	国土交通大臣登録 建29-3332	伊東 忠之	北九州市
③	日興コンサルタント 株式会社	国土交通大臣登録 建26-10174	出西 ひとみ	北九州市

2. 措置内容

登録規程第12条第1項（第11条第2号該当）の規定に基づく登録の停止

【登録停止の期間及び対象部門】

- 株式会社旭技研設計コンサルタント
登録停止期間：令和元年6月13日から令和2年6月12日までの1年間
登録停止対象部門：下水道部門
- 株式会社太平設計
登録停止期間：令和元年6月13日から令和元年10月10日までの120日間
登録停止対象部門：下水道部門
- 日興コンサルタント株式会社
登録停止期間：令和元年6月13日から令和元年8月11日までの60日間
登録停止対象部門：下水道部門

3. 措置理由

① 株式会社旭技研設計コンサルタント

株式会社旭技研設計コンサルタントの代表取締役（当時）は、鞍手町の町長（当時）などと共謀の上、平成27年7月に同町が執行した「平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区実施設計業務委託（その2）」の指名競争入札に際し、知人を通じて、同町長から当該業務委託の最低制限価格の教示を受け、同社に、最低制限価格に近接した価格で落札させ、もって偽計を用いるとともに入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為をしたとして、平成30年12月25日に福岡地方裁判所から、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪により、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、登録規程第11条第2号に該当すると認められる。

② 株式会社太平設計

株式会社太平設計の取締役（当時）は、鞍手町の町長（当時）と共謀の上、平成27年7月に同町が執行した「平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業古月処理分区実施設計業務委託」（以下「古月処理分区業務委託」という。）及び「平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区実施設計業務委託（その1）」（以下「中山処理分区業務委託」という。）の各指名競争入札に際し、同町長から、別事業者の社員が当該業務委託の入札書比較価格及び最低制限価格の教示を受け、取締役（当時）に伝達し、古月処理分区業務委託においては別事業者に、中山処理分区業務委託においては株式会社太平設計に、それぞれ最低制限価格に近接した価格で落札させ、もって偽計を用いるとともに入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為をしたとして、平成31年1月8日に福岡地方裁判所から、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪により、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、登録規程第11条第2号に該当すると認められる。

③ 日興コンサルタント株式会社

日興コンサルタント株式会社の社員は、鞍手町の町長（当時）と共謀の上、平成27年7月に同町が執行した「古月処理分区業務委託」及び「中山処理分区業務委託」の各指名競争入札に際し、同町長から、社員が当該業務委託の入札書比較価格及び最低制限価格の教示を受け、別事業者の取締役に伝達し、古月処理分区業務委託においては日興コンサルタント株式会社に、中山処理分区業務委託においては別事業者に、それぞれ最低制限価格に近接した価格で落札させ、もって偽計を用いるとともに入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為をしたとして、平成31年1月8日に福岡地方裁判所から、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪により、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、登録規程第11条第2号に該当すると認められる。